

江南市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

令和6年3月

愛知県 江南市

目次

1	はじめに.....	1
2	PPP/PFI手法導入優先的検討規程とは.....	2
1.	PPP/PFI手法導入優先的検討規程の役割.....	2
2.	本書の見直しに関する考え方.....	2
3.	優先的検討の流れ.....	3
3	江南市PPP/PFI手法導入優先的検討規程.....	4
1.	総則.....	4
2.	簡易な検討.....	7
3.	詳細な検討.....	17
4.	評価結果の公表.....	17
5.	PPP/PFI手法の導入体制.....	18
■	江南市PPP/PFI手法導入検討シート(様式1-1, 様式1-2).....	20
■	江南市PPP/PFI手法簡易定量評価調書(様式2).....	22
■	内閣府:参考資料一覧.....	23

1 はじめに

我が国では、人口減少・少子高齢化等の影響により、国及び地方公共団体の財政状況は厳しさを増している。更に、昨今の担い手不足の影響により、社会インフラの運営や維持管理を担う行政職員が減少しつつあり、安定した公共サービスの提供にも影響を及ぼしている。一方で、近年、公共サービスに関する住民ニーズは多様化・複雑化しており、従来の手法では対応することが難しくなっている。

これらのことから、地域固有の様々な課題に対応した公共サービスの創出や、行財政に依存しない戦略的な経営を実現するために、民間事業者の資金やノウハウ等の活用が求められている。

このような課題への対応として、英国で誕生した民間事業者の資金やノウハウ等を公共事業に活かす手法であるPFI（Private Finance Initiative）の注目が高まり、我が国では平成11年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）」が施行されたことで、PFI法に基づく事業の実施（以下、「PFI事業」という。）が可能になった。また、PFI事業に限らず、指定管理者制度や包括的民間委託等を含めて、広く公共サービスの提供に民間事業者が参画するPPP（Public Private Partnership）の導入も全国的に進められている。

江南市（以下、「本市」という。）では、第6次江南市総合計画において、「社会経済情勢の変化への対応」の中で、民間のノウハウを活かした官民連携の取り組みによる、限られた税源の有効活用が期待されると示している。また、江南市公共施設等総合管理計画では、「公共施設の管理における基本方針の3つの柱」のうち、「方針3 運営の適正化」においてPPP/PFIのさらなる推進によるコスト縮減を図る方針を示している。

以上より、本市では行政経営の健全化や公共サービスの効率的な提供を目指して、積極的にPPP/PFI手法を導入するために、PPP/PFI手法を導入する事業の判断基準や事業化手順等を定めた規程として、江南市PPP/PFI手法導入優先的検討規程を策定する。

2 PPP/PFI手法導入優先的検討規程とは

1. PPP/PFI手法導入優先的検討規程の役割

我が国は、極めて厳しい財政状況にあるが、このような中でも、効率的かつ効果的に公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起により経済を成長させる必要がある。これらを実現するには、公共施設等の整備等に民間の経営能力や技術的能力、資金等を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法の拡大が必要である。このため、内閣府及び総務省は、平成27年12月に「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）」を発出し、地方公共団体に対して当該指針を踏まえた優先的検討規程を策定することを求めた。

PPP/PFI手法を導入することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供できるようになることが期待されるが、PPP/PFI手法の導入効果を十分に引き出すには、民間事業者の提案にある程度の自由度をもたせる必要がある。

一方、重要な施策として市の役割・責務が大きい事業、法令に基づく権限による業務、直営で事業を実施することが適切・公共サービスの質の確保が見込まれる事業など、事業特性を鑑みた上でPPP/PFI手法の導入検討を進める必要がある。

そこで、公共施設等の整備等を検討する際に、当該事業にPPP/PFI手法を導入することを検討する必要があるか、否かを判断する基準を定めたものが「PPP/PFI手法導入優先的検討規程」である。

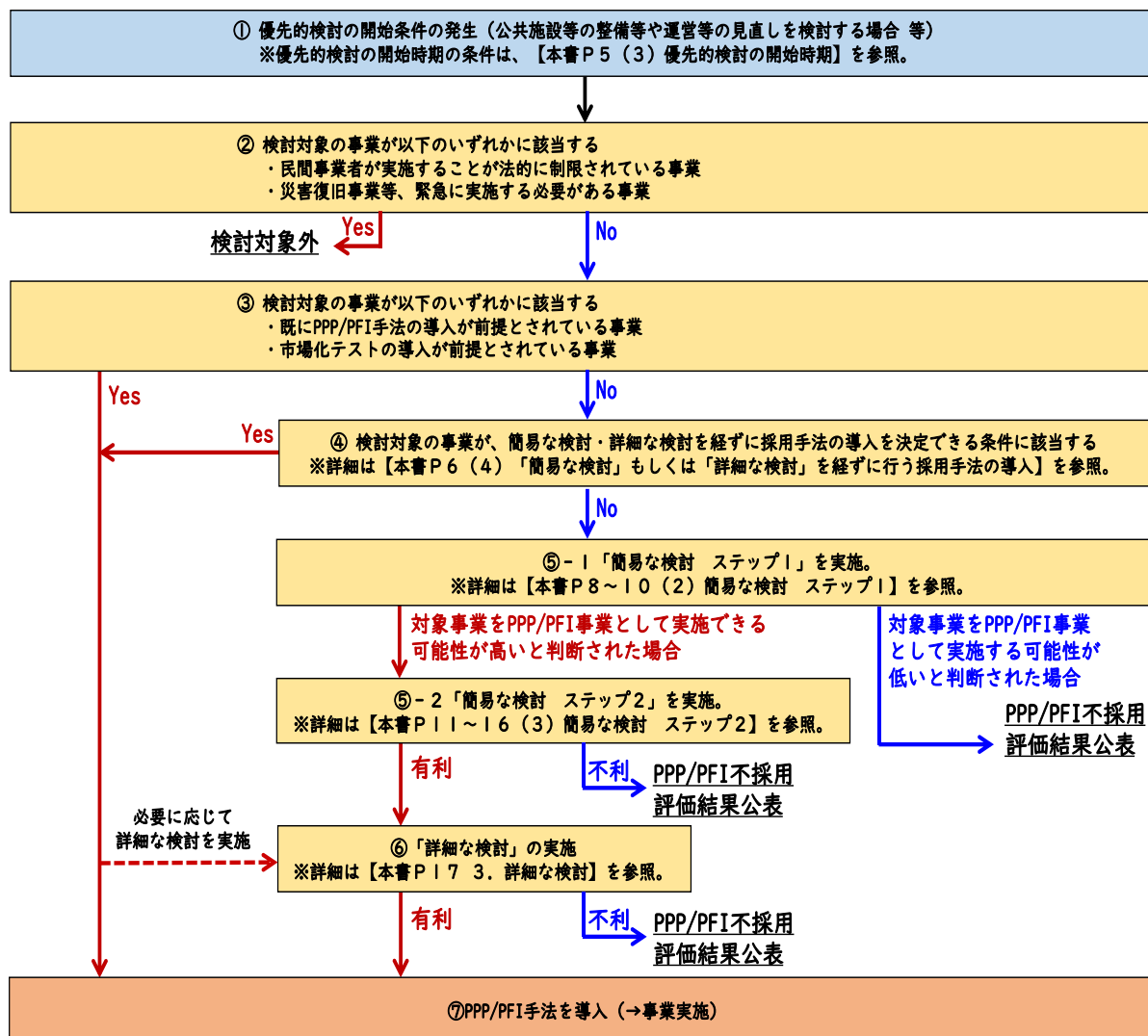
2. 本書の見直しに関する考え方

本書は、下記事項に該当する場合に見直しを行うこととする。

- ① 法律等の改正により、法に規定される内容と本書に記載または規定する内容に齟齬が生じた場合。
- ② PPP/PFIに関する技術の進歩やノウハウの蓄積により、本書に記載または規定する内容の更新が必要になった場合。
- ③ 本書に規定する「江南市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を運用し、PPP/PFI事業を実施した結果として、優先的検討で検討しておくべき事項や検討の必要性が低い事項等がPPP/PFI事業を所管する部署から提示された場合。

3. 優先的検討の流れ

本規程は、下図の流れに沿って進める。



図：優先的検討の流れ

3 江南市PPP/PFI手法導入優先的検討規程

1. 総則

(1) 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ア PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)
- イ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- ウ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- エ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- オ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- カ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- キ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- ク 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- ケ 指針 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年度改定版)」(令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定)

(2) 対象とするPPP/PFI手法

本規程の対象とするPPP/PFI手法は下表に掲げるものとする。なお、下表に含まれない事業手法について採用を妨げるものではない。

表:対象とするPPP/PFI手法

① 設計・建設を対象とする事業	・DB、PFI手法(BT)
② 設計・建設・維持管理・運営を対象とする事業	・DBO、PFI手法(BTO、BOT、BOO、RO)、 公募設置管理許可制度(Park-PFI)
③ 維持管理・運営を対象とする事業	・PFI手法(O方式、コンセッション方式)、 指定管理者制度

(3) 優先的検討の開始時期

優先的検討は、次の「① 優先的検討の対象とする事業」のア及びイに該当する事業について、「② 優先的検討の開始時期」に掲げるタイミングにおいて開始するものとする。ただし、「③ 優先的検討の対象外とする事業」に該当する事業については、この限りでない。

なお、「① 優先的検討の対象とする事業」のイに該当しない事業であっても、民間事業者のノウハウ活用による公共サービスの質の向上等の観点から、PPP/PFI手法の導入検討が必要であると考えられる場合は、優先的検討の対象として取り扱うこととする。

① 優先的検討の対象とする事業	
ア 事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築またはプラントの整備等に関する事業 ・ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
イ 事業費基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設、製造又は改修を含む事業であって、事業費の総額が10億円以上の事業 ・ 運営等のみを行う事業であって、単年度の事業費が1億円以上の事業
② 優先的検討の開始時期	
ア	施設所管課において公共施設等の整備等を行うための具体的な企画・立案の検討を開始したタイミング
イ	公共施設等の維持管理・運営の見直しをするタイミング
③ 優先的検討の対象外とする事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている事業 ・ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている事業 ・ 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業 ・ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業 	

(4) 「簡易な検討」もしくは「詳細な検討」を経ずに行う採用手法の導入決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合は、本書P7～16「簡易な検討」もしくは本書P17「詳細な検討」を経ずに当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

ア 施設整備（改修等を含む）を伴わない事業において指定管理者制度を採用する場合、「簡易な検討」及び「詳細な検討」を省略できるものとする。

イ インフラに関わる事業のうち、管路（道路、水道等）の維持管理等への包括的民間委託の導入を検討する場合、「簡易な検討」を省略し「詳細な検討」を実施できるものとする。

ウ PFI等の事業手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施することが通例である場合、「簡易な検討」を省略し「詳細な検討」を実施できるものとする。

エ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において従来手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等、客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法を採用する場合、「簡易な検討」を省略し「詳細な検討」を実施できるものとする。

2. 簡易な検討

(1) 簡易な検討のフロー

簡易な検討は次の実施フローのとおりとする。



図：簡易な検討の流れ

なお、以下に該当する事業は財政課と調整の上、サウンディング調査を実施せずに、事業概要の整理、定性的評価、定量的評価の結果からPPP/PFI手法の導入検討の要否を判断することとする。

- ① サウンディング型市場調査の公募を行ったが参加事業者がなかった場合
- ② 市内の直近の類似事例におけるサウンディング型市場調査にて参加事業者がいなかった場合

(2) 簡易な検討 ステップ1

以下のとおり「簡易な検討 ステップ1」を実施し、対象事業をPPP/PFI事業として実施できる可能性を確認する。

1) 事業概要の整理

「江南市 PPP/PFI手法導入検討シート（様式1-1）」に事業概要を整理する。整理する項目は下表のとおり。

表：事業概要で整理する事項

項目	内容
事業概要	・ 検討する事業の事業内容（提供する行政サービスの内容等）を整理する。
供用開始予定	・ 検討する事業において整備する施設の供用開始目標がある場合は、事業スケジュールとして整理する。
事業規模	・ 想定する事業規模（施設の延床面積や敷地面積）を整理する。 ・ 具体的な規模の想定が無い場合は、現況施設の規模を基本として検討する。
事業目的	・ 「検討が必要な背景（市民ニーズへの対応、施設の老朽化等）」、「本事業により達成したい政策目標」、「本事業の目指すべき方向性（事業のコンセプトや基本方針）」の各視点から事業目的を整理する。
民間事業者に期待すること	・ PPP/PFI手法の導入に係り、民間事業者に期待する役割や効果等を整理する。

2) サウンディング型市場調査の実施

「1) 事業概要の整理」で整理した事業概要に基づきサウンディング型市場調査を実施し、対象事業へのPPP/PFI手法の導入について実現性を調査する。サウンディング型市場調査の結果は、「江南市 PPP/PFI手法導入検討シート（様式1-1）」に整理する。

① 目的

対象事業について、主に事業スケジュールの実現性及び公募した場合の競争性（市場性）を確認する目的で実施する。

また、行政内部だけで活用方法や整備手法、公募条件を検討するのではなく、事前に公募による民間事業者との対話の場を設けることで、多角的な視点から活用アイデアを把握するとともに、施設の課題や配慮事項を事前に伝え、民間ノウハウの発揮余地を確認する。

② 内容

サウンディング型市場調査では、下表の各事項について確認すること。

表：サウンディング型市場調査で確認する事項

項目	内容
事業スケジュールの実現性	・ 対象事業において想定する事業スケジュールの実現性についてどのように考えるか（実現性が低い場合は、どのようなスケジュールであれば実現性が高まるか）。
事業内容の実現性	・ 事業の内容や市が民間に期待する役割等の実現性についてどのように考えるか（実現性を高めるにはどのような対応・工夫が必要か）。
民間事業者の創意工夫の余地	・ 対象事業の実施により達成したい政策目標や対象事業の課題に関して、民間事業者の創意工夫による対応が期待できる事項があるか。 ・ 対象事業の目指すべき方向性を踏まえ、民間事業者の創意工夫により対象事業の公共サービスに新たな付加価値の提供が期待できるか。
想定される事業手法	・ 本事業で想定される事業手法とその理由（事業手法例：DB方式、DBO方式、PFI（BTO）方式等）。

③ 実施方法

サウンディング型市場調査は、以下の手順で実施する。

- 1 実施要項を定める。
- 2 対話の対象は事業主体となる意向を有する者とし、公募する。
- 3 対話にあたっては、「1）事業概要の整理」で整理した事業概要を民間事業者に提示した上で対話を実施する。
- 4 対話は原則として個別に意見聴取等を実施するクローズ形式とし、民間事業者からより具体的・積極的なアイデアやノウハウを聞くことが可能な方法を採用する。
- 5 対話の結果は、民間ノウハウに配慮し事業者の承諾を得たうえで概要を原則として公表する。

表：サウンディング型市場調査の方法

	特徴	メリット	デメリット
オープン方式	複数の民間事業者が一同に会して、意見聴取を行う方式	複数の民間事業者の意見を比較し、場合によっては共に議論をしながら、意見を聴くことが可能	競合相手等が同席している場合もあるため、具体的なアイデア、ノウハウを開示してもらえない可能性がある
クローズ方式	民間事業者からの意見聴取等を個別に行う方式	民間事業者から、より具体的・積極的なアイデアやノウハウを聴くことが可能	公平性、透明性等の担保について、一層の留意が必要（特に公募条件等の検討時）
アンケート方式	民間事業者からの意見聴取を書面やWebアンケートにより行う方式	短時間により多くの民間事業者から意見を聴くことが可能	直接対話を行わないため、双方の意図が十分に伝わらない可能性がある

（出典：地域プラットフォームの取組から得られた「円滑な官民対話」のポイント(令和2年1月更新版 国土交通省)を一部加筆変更）

■サウンディング型市場調査の参考資料

PPP事業における官民対話・業者選定プロセスに関する運用ガイド（内閣府、総務省、国土交通省：平成28年10月）

URL：<https://www.mlit.go.jp/common/001150188.pdf>

地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（国土交通省総合政策局：平成30年6月）

URL：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001310708.pdf>

地域プラットフォームの取組から得られた「円滑な官民対話」のポイント（国土交通省：令和2年1月更新版）

URL：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001324705.pdf>

3) 「簡易な検討 ステップ1」の評価

本市におけるPPP/PFIの導入体制（本書P18参照）において、「簡易な検討 ステップ1」の結果を評価し、対象事業をPPP/PFI事業として実施できる可能性が高いと考えられる場合は、「簡易な検討 ステップ2」を実施する。

対象事業をPPP/PFI事業として実施できる可能性が低い等の理由により、「簡易な検討」を終了する場合は、本書P17「4. 評価結果の公表」に基づき、対象事業にPPP/PFI手法を導入しないこととした旨を市のホームページ上で公表する。

(3) 簡易な検討 ステップ2

【(2) - 3) 「簡易な検討 ステップ1」の評価】において、引き続き簡易な検討を実施すると決定した事業を対象に、以下のとおり「簡易な検討 ステップ2」を実施する。

1) 定性的評価

定性的な観点から対象事業へのPPP/PFI手法の導入の適正を検討する。定性的評価の検討結果は、「江南市 PPP/PFI手法導入検討シート (様式1-2)」に記載する。

① PPP/PFI事業の適正の確認

PPP/PFI事業の適正の確認として、検討中の事業へのPPP/PFI手法の導入が定性的に有利であるか確認する。定性的な評価項目について、「あり／なし」の判断の視点は下表の通り。

表:PPP/PFI 事業の適正(判断の視点)

項目		判断の視点 (目安・考え方)
事業特性に関する事項	民間事業者の創意工夫の余地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の創意工夫の余地が大きいほど、公共サービスの質の向上やコスト削減の効果が高まることが期待できる。 ・ 対象の事業を性能発注で民間事業者に発注する場合に、事業の実施方法を民間事業者の提案に委ねられる程度が大きい場合に「あり」と判断し、PPP/PFI 事業との適正が高いと判断する。
	事業にあたることのできる民間事業者が複数あるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象の事業にあたることのできる民間事業者が多いほど、多くの民間事業者の参画が得られる可能性が高くなり、競争原理が働いて事業コストの縮減や民間事業者のノウハウ活用によるサービス水準の向上が図られる可能性が高くなる。 ・ 対象の事業の内容を鑑みて、従事可能な民間事業者が複数ある場合、「あり」と判断し、PPP/PFI 事業との適正が高いと判断する。
	事業期間を長く設定できる可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間を長期間に設定できる場合、公共には財政支出の平準化、民間事業者には自らの提案による事業への投資がしやすくなる効果が期待できる。* ・ 事業期間を長く (10年～20年程度) 設定できる可能性がある場合、「あり」と判断し、PPP/PFI 事業との適正が高いと判断する。

※ 事業期間が長すぎる (30年程度) 場合、民間事業者は事業計画の見通しの不確実性から、事業のリスクが大きくなると判断する可能性があるため、事業期間の設定にあたっては民間事業者ヒアリング等を通じて適切な期間を検討する必要があることに留意すること。

項 目		判断の視点（目安・考え方）	
事業特性に関する事項	官民の役割分担を明確にできる （リスク分担）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確なリスク分担の提示は、民間事業者のリスクの見通しの確実性を高めることに寄与するため、参画意欲の向上やコストの適正化の効果が期待できる。 ・ リスク分担は、官民の役割分担に紐づくことから、これを明確にできる見通しがある場合、「あり」と判断し、PPP/PFI 事業との適正が高いと判断する。 	
	PPP/PFI 手法の導入に必要なスケジュールを確保できる	<ul style="list-style-type: none"> ・ PPP/PFI 事業は、従来手法よりも公募から事業者決定までに時間を要する。 ・ 3～5年程度の検討期間を確保することが可能な場合、「可能」と判断し、PPP/PFI 事業との適正が高いと判断する。 <p>※詳細は、別冊「第2章」を参照。</p>	
行政に関する事項	法規制等の制約や補助制度・財政措置等課題の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律上、民間事業者が担うことが可能な業務か等を確認する。 ・ 費用面での課題を整理する。 	行政に関する課題の有無は、PPP/PFI 事業の適正に影響しないものとして考える。
	その他、PPP/PFI 手法を導入する場合の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の他に、PPP/PFI 手法を導入する場合に課題があれば整理する。 	

② 想定される事業形態の選定

事業費の回収方法について、採用が考えられる事業形態を検討する。基本的には、事業収入が少ないまたは見込めない場合は「サービス購入型」、事業収入のみで総事業費を賄うことができる場合は「独立採算型」、どちらの可能性も考えられる場合は「混合型」の採用を検討する。簡易な検討の段階では、これまでの市のサービス提供のあり方や他自治体の類似事業等を参考の上、想定される事業形態を選択する。事業形態は、複数選択しても構わない。

■参考となる事例集

PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引〈事例集〉（内閣府：平成29年1月）

URL： https://www8.cao.go.jp/pfi/youusenkentou/unyotebiki/pdf/unyotebiki_02.pdf

PPP/PFI事例集（内閣府：令和2年4月）

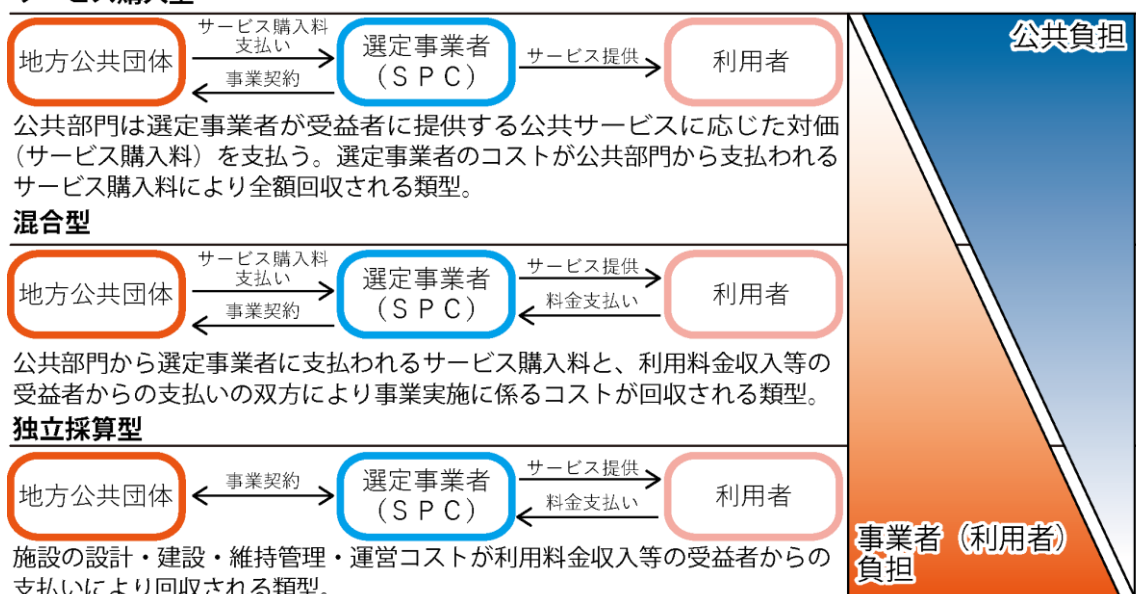
URL： https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/pdf/jireishuu.pdf

※「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」P24にも参考となる事例集が紹介されているため、必要に応じて参考にすること。

(https://www8.cao.go.jp/pfi/youusenkentou/unyotebiki/pdf/unyotebiki_01.pdf)

実際にPPP/PFI手法を導入する際には、事業をパーツに分けて事業形態を設定することも考えられる（例：給食センターの設計、建設、運営、維持管理を行う事業について、設計・建設はサービス購入型で行い、運営・維持管理は独立採算型とする等）。事業内容や法制度、採算性や民間動向等を踏まえた詳しい検討は、専門のコンサルタント等による「詳細な検討」の段階（詳細は、別冊「第2章」で解説する。）で検討する。

サービス購入型



図：PPP/PFI 事業の事業形態(再掲)

③ 候補となるPPP/PFI手法の選定

候補となるPPP/PFI手法を検討する。簡易な検討の段階では、対象事業の条件（施設の所有者や想定する維持管理・運営の主体等）を踏まえて下表より候補となり得る事業手法を選択する他、他自治体の類似事業等を参考にして採用の可能性があるPPP/PFI手法を選択する。複数の事業手法を候補として選定しても構わない。

なお、「簡易な検討」は、下表に含まれないPPP/PFI手法の採用を妨げるものではなく、事業内容や法制度、採算性や民間動向等を踏まえた専門のコンサルタント等による「詳細な検討」の段階で最終的に採用するPPP/PFI手法を決定する（候補となり得る様々なPPP/PFI手法の解説については、別冊P6～7を参照）。

表：事業手法の選択（事業方式毎の民間参加パターン）

事業方式		設計	建設	維持管理 運営 ^{※2}	資金 ^{※1} 調達	施設 所有
PFI 手法	BT	民	民	—	民	公
	BTO	民	民	民	民	公
	BOT	民	民	民	民	民→公 (事業後に移管)
	BOO	民	民	民	民	民 (事業後に除却)
	RO	民	民	民	民	公
	O方式	—	—	民	民	公
	コンセッション	—	—	民	民	公
DB	民	民	—	公	公	
DBO	民	民	民	公	公	
公募設置管理許可制度 (Park-PFI)	民	民	民/公 ^{※3}	民/公 ^{※3}	民/公 ^{※3}	
指定管理者制度	—	—	民	公	公	

※1 資金調達を民が担う事業について、公共負担の有無は各事業の特性による。

※2 各事業手法のO（維持管理・運営）はM（維持管理のみ）に読み替えて検討し得る。

※3 特定公園施設の役割分担は、契約により異なる。

② VFMの試算

VFMの試算には、「簡易な検討の計算表（内閣府）」を使用する。入力にあたっては、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（内閣府）」の別紙6（簡易な検討の計算表（記載例））を確認すること。

なお、①、②の計算結果を「江南市 PPP/PFI手法簡易定量評価調書（様式2）」に記入するが、記入例が「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（内閣府）」の別紙4（PPP/PFI手法簡易定量評価調書（記載例））にあるため、適宜参考にすること。

■確認する資料のURL

PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（内閣府）：別紙

<https://www8.cao.go.jp/pfi/youusenkentou/sakuteitebiki/sakuteitebiki.html>

図：「簡易な検討の計算表（内閣府）」入力イメージ

3. 詳細な検討

市は、「簡易な検討」を踏まえて、本市におけるPPP/PFI手法の導入体制（本書P18参照）においてPPP/PFI手法の導入検討を進める事業と決定した事業について、専門的な外部コンサルタント等を活用した「詳細な検討」を実施する。

「詳細な検討」では、要求水準やリスク分担等を検討した上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。

なお、「詳細な検討」を踏まえて採用手法を導入するか否かの判断は、PPP/PFI手法の導入体制（本書P18参照）と同様の体制を進める。

「詳細な検討」については、別冊P15～16「2 導入可能性調査業務の実施」で業務概要等を詳しく解説しているため、適宜参考とすること。

4. 評価結果の公表

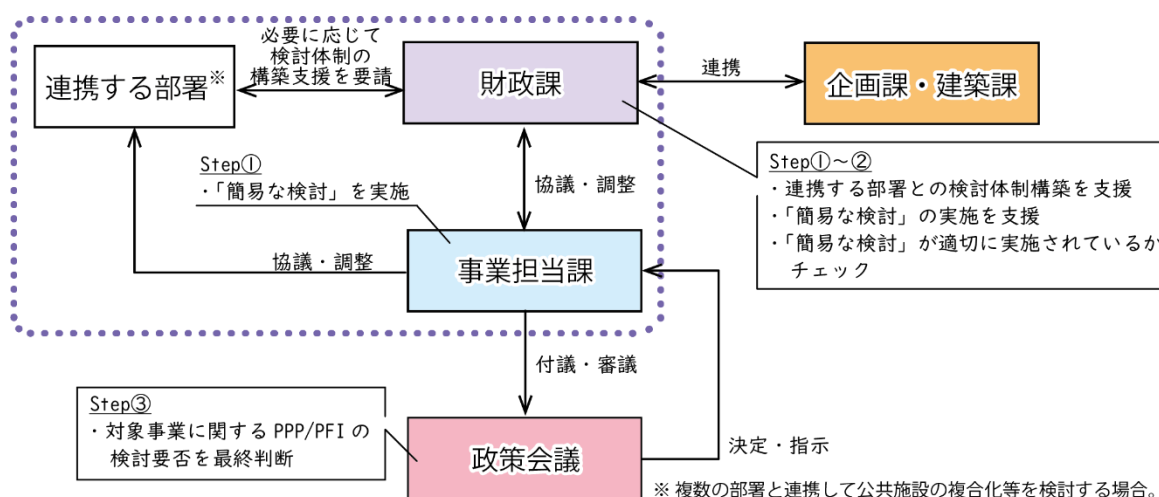
市は、「簡易な検討」または「詳細な検討」の結果、PPP/PFI手法の導入検討を行わないと判断した場合、住民・民間事業者等の第三者への説明責任を果たすことを目的として、PPP/PFI手法を導入しないこととした旨を市のホームページ上で公表する。

なお、簡易な検討の結果の公表が、当該事業の発注に係る予定価格の推測につながるものが懸念される場合は、入札手続の終了後等の適切な時期に公表するものとする。

5. PPP/PFI手法の導入体制

PPP/PFI事業を推進するには、事業化検討段階から継続的に予算を組む必要がある。また、複数のPPP/PFI事業の検討・実施が同時に進行する場合には、大きな予算が必要になるタイミングがずれるようにスケジュールを立てる必要がある。

これらのことから、庁内のコンセンサスを形成しつつ、計画的なPPP/PFI事業の検討・予算化を推進することを目的として、本市では、下図のような体制をとり、PPP/PFI手法の導入を検討する事業を検討・決定することとする。



	役割
○ 事業担当課 (連携する部署)	・ 事業を主管する部署。
○ 財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「簡易な検討」の実施を支援する機関。事業担当課が適切に「簡易な検討」を実施し、「江南市PPP/PFI手法導入検討シート」を作成しているかチェックする。 ・ 江南市公共施設等総合管理計画に基づいて、対象事業が複合化等の検討が必要な案件であるか確認する。 ・ 複数の部署による検討体制が円滑に構築できない場合に、体制構築を支援する役割も担う。
○ 企画課、建築課	・ 事業実施に向けて、財政課と連携し事業費や要求水準が適切であるかチェックする役割を担う。
○ 政策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業へのPPP/PFI手法の導入検討要否を最終的に判断する機関。 ・ 複数の部署で検討する場合、検討体制の主体となる部署が決定しているか確認する。

図：PPP/PFI手法の導入体制

「図：PPP/PFI手法の導入体制」に示す各ステップの詳細は、以下の通り。

Step① 「江南市PPP/PFI手法導入検討シート」の作成
<ul style="list-style-type: none">・ PPP/PFIの事業化に係る検討は、事業を主管する担当部署（以下、「事業担当課」という。）が主体となって進める。事業担当課は、「簡易な検討」を実施し、「江南市PPP/PFI手法導入検討シート」を作成する。・ 公共施設の複合化等を検討する場合は、連携する部署と協議・調整しながら検討する。・ 複数の部署で事業を検討するにあたり、円滑な検討体制の構築が困難である場合は、財政課に支援を要請する。財政課は、調整会議の運営やファシリテーション等の支援を行う。
Step② 「簡易な検討」の適正性確認
<ul style="list-style-type: none">・ 事業担当課は、「江南市PPP/PFI手法導入検討シート」を財政課に提出する。・ 財政課は、対象事業について適切に「簡易な検討」がなされているか確認する。「簡易な検討」の検討内容や結果について疑義がある場合は、事業担当課と協議し、必要に応じて「簡易な検討」の再検討を指示する。・ 対象事業が、江南市公共施設等総合管理計画において複合化や統廃合を検討する方針としている公共施設等である場合において、複合化等の検討がなされていない「江南市PPP/PFI手法導入検討シート」が提出された際には、財政課は事業担当課に対して再検討を指示する。
Step③ 対象事業へのPPP/PFI手法の導入検討要否の判断及び「詳細な検討」の予算化
<ul style="list-style-type: none">・ 事業担当課は政策会議に「江南市PPP/PFI手法導入検討シート」を提出し、「簡易な検討」の結果を報告する。・ 政策会議は、提出された「江南市PPP/PFI手法導入検討シート」をもとに、対象事業へのPPP/PFI手法の導入検討要否を最終的に判断する。・ 政策会議は、事業担当課に結果を知らせるとともに、必要に応じて再検討や再調整等の相談・協議を行う。・ 政策会議においてPPP/PFI手法の導入検討が必要と判断された事業に関しては、「詳細な検討」以降の予算化について、財政課と協議を進める。・ なお、Step③を終えた時点で、対象事業へのPPP/PFI手法の導入検討要否の判断は市として決定したものとみなす。

■ 江南市PPP/PFI手法導入検討シート(様式1-1)

記入： 年 月 日

■ 事業概要

事業担当課		
事業名称		
施設種別	▼プルダウンから選択	
事業概要	※検討する事業の事業内容(提供するサービスの内容等)を記入	
事業スケジュール(想定)	※施設の供用開始目標等がある場合は記入。	
事業規模(想定)	延床面積	
	敷地面積	
事業目的	検討が必要な背景	
	本事業により達成したい政策目標	
	本事業の目指すべき方向性	
民間事業者に期待すること		

※ 江南市公共施設等総合管理計画等の上位・関連計画における複合化等の位置づけを確認すること。

■ サウンディング型市場調査

事業スケジュールの実現性	
競争性(市場性)の確保	
民間事業者の創意工夫の余地	①本事業により達成したい政策目標、本事業の課題に対して
	②民間事業者の創意工夫による新たな付加価値の提供
想定される事業手法	<input type="checkbox"/> DB <input type="checkbox"/> PFI手法(BT) <input type="checkbox"/> DBO <input type="checkbox"/> PFI手法(BT0,BOT,B00,RO) <input type="checkbox"/> P-PFI <input type="checkbox"/> PFI手法(O方式) <input type="checkbox"/> PFI手法(コンセッション方式) <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> その他()

■ 江南市PPP/PFI手法簡易定量評価調書(様式2)

※「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引(内閣府)」の別紙3-1と同じ。

(別紙4に記載例あり)

記入: 年 月 日

	従来型手法 公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う場合		PPP/PFI手法 候補となるPPP/PFI手法により 整備等を行う場合	
整備等費用 (運営等を除く) ※設計、建設等	億円		億円	
	算出根拠		算出根拠	
運営等費用 ※維持管理、運営等	億円		億円	
	算出根拠		算出根拠	
利用料金収入	億円		億円	
	算出根拠		算出根拠	
資金調達費用	億円		億円	
	算出根拠		算出根拠	
調査等費用	億円		億円	
	算出根拠		算出根拠	
税金	億円		億円	
	算出根拠		算出根拠	
税引後損益	億円		億円	
合計	億円		億円	
合計(現在価値)	億円		億円	
財政歳出削減率 (VFM)			%	
その他 (前提条件等)	事業期間: 年間			
	割引率: %			

※「従来型手法」のうち整備等費用及び運営等費用は、【概算事業費(従来手法)試算エクセルシート(様式2)】を使用して試算することができます。

※「PPP/PFI手法」は、【簡易な検討の計算表(内閣府)】を使用して試算することができます。

■内閣府:参考資料一覧

- PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（令和 3 年 6 月 18 日改正）
- PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（令和 3 年 6 月 18 日改正）
- VFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成 30 年 10 月 23 日改正）
- 契約に関するガイドライン（令和 3 年 6 月 18 日改正）
- モニタリングに関するガイドライン（平成 30 年 10 月 23 日改正）
- 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン
（令和 3 年 6 月 18 日改正）

《ガイドライン》

<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html>

- 指標連動方式に関する基本的考え方（令和 4 年 5 月策定）

《指標連動方式に関する基本的考え方

https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_shihyorendo.pdf

- 地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル
（平成 26 年 6 月策定）
- PPP/PFI 導入可能性調査簡易化マニュアル～公共施設の空調整備・更新等事業を例として～
（平成 31 年 3 月策定）

《PFI 手続きの簡易化》

<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/kanika/kanika.html>

- PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方
（平成 21 年 4 月 3 日策定）
- PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方
（平成 21 年 4 月 3 日策定）

《基本的考え方》

<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/kihon/basicapproaches.html>

- PPP/PFI 手法優先的検討規程策定の手引（令和 4 年 9 月改正）
- PPP/PFI 手法優先的検討規程運用の手引（平成 29 年 1 月策定）

《PPP/PFI 優先的検討指針》

https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

- その他

《PPP/PFI ポータル》

基礎編：https://www8.cao.go.jp/pfi/portal/p_kiso_index.html

実践編：https://www8.cao.go.jp/pfi/portal/p_jitsumu_index.html

《PFI 契約書情報》

https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/keiyaku/keiyaku_index.html

- PPP/PFI に関するお問合せ

■内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）

URL：<https://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>

TEL：03-6257-1655（直通） ※受付時間：平日 10：00～17：00 まで

※ 事業分野毎の PPP/PFI 手法の導入に関する資料が各省庁のウェブページ等に公表されている場合があるため、適宜確認の上、参考にすること。

■内閣府ウェブページ PFI 関連リンク集

URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/pfi_link/pfi_link_index.html